

令和6年度秦野駅北口周辺地区多世代交流拠点整備検討支援委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称

秦野駅北口周辺地区多世代交流拠点整備検討支援委託業務

2 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月24日（月）まで

4 提案金額の上限

16,643,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格

本件広告に係る業務の参加においては、参加申し込みをもって、次の事項について事実と相違ないことを誓約したものとみなします。

- (1) 本市の競争入札参加資格者名簿（コンサル：営業種目「都市計画及び地方計画」）に登録があること。
- (2) 過去10年以内に、にぎわいに資する拠点施設等の整備や検討事業を元受けて受注した実績があること。
- (3) 当業務に対応する技術士又はRCCMが配置できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準（平成17年4月1日施行）に基づく停止措置の期間中でないこと。
- (6) 秦野市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。
- (7) 事業税、消費税、地方消費税、市税を滞納していません。なお、納税証明書の提出を求められた場合は、速やかに提出し、また、市税の納税状況に関し、秦野市が関係公簿を調査することに同意します。

6 スケジュール

項目	期間等
(1) 公募開始	令和6年4月26日(金)
(2) 参加申し込み受付期限	令和6年5月2日(木) 正午まで
(3) 参加資格審査結果通知の発送	令和6年5月9日(木)
(4) 質問書の提出期限	令和6年5月13日(月) 正午まで
(5) 質問書に対する回答	令和6年5月16日(木)
(6) 企画提案書の提出期限	令和6年5月23日(木) 正午まで
(7) 企画提案書の審査会	令和6年5月31日(金) (予定)
(8) 提案者への結果通知の発送	令和6年6月上旬
(9) 契約の締結	令和6年6月中旬

7 参加申し込み

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり公開しているホームページからダウンロードのうえ、必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申出書(様式1)

イ 参加者概要書(様式2)

ウ 過去10年以内に、にぎわいに資する拠点施設等の整備や検討事業を元受けて受注した実績を証する書類(契約書の写し等)

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限 令和6年5月2日(木) 正午まで

(4) 提出場所 秦野市役所(環境産業部秦野駅北口にぎわい創造担当)

(5) 提出方法 持参又は郵送(必着)とする。

(6) 参加資格審査結果の通知

提出された参加申出書等の書類をもとに、プロポーザルに参加できる者を決定し、その結果を令和6年5月9日(木)までに参加申出のあった者全員に郵送により送付する。

8 質問の提出及び回答

本業務に対して質問がある場合は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類 任意様式

- (2) 提出期限 令和6年5月13日(月)正午まで
- (3) 提出場所 秦野市役所(環境産業部秦野駅北口にぎわい創造担当)
- (4) 提出方法

電子メールにより提出すること。メールの表題を「秦野駅北口周辺地区多世代交流拠点整備検討支援委託業務に係る公募型プロポーザル質問(事業者名)」とし、メール送信後に確認の電話を行うこと。

- (5) 質問書への回答

質問に対する回答は、令和6年5月16日(木)までに本市ホームページ上で行う。

9 企画提案書等の提出

企画提案書は、次のとおり書類を提出すること。

なお、期限までに提出がない場合は辞退とみなす。

- (1) 提出書類

ア 正本(様式3を表紙とする)

イ 副本(様式4を表紙とする)

- (2) 提出部数

ア 正本 1部(クリップ留め、表紙A4版、提案書A4版横)

イ 副本 12部()

- (3) 提出期限 令和6年5月23日(木)正午まで

- (4) 提出場所 秦野市役所(環境産業部秦野駅北口にぎわい創造担当)

- (5) 提出方法 持参又は郵送(必着)とする。

- (6) 企画提案の内容

ア 企画提案書

企画提案書には、次の内容を盛り込むこと。

- (ア) 業務実施体制及び関連業務実績

人員配置、配置予定者の資格及び業務実績

なお、本業務に当たる技術士又は、RC CMについては、原則として提出した書類に記載した者とする。

- (イ) 全体スケジュール及び役割分担

工程、進行管理方法及び本市と受注者の役割分担

- (ウ) 内容

仕様書「5 業務内容」についての実施方法

イ 価格提案書（任意様式）

契約金額の上限を考慮して設定し、詳細な内訳書を添付すること。

なお、契約金額の上限を超えたものは、失格とする。

(7) 留意事項

ア 企画提案書は、表紙及び価格提案書を除き、A4版用紙・8枚以内（両面16ページ以内）にまとめること。

イ 企画提案書は、基本的な考え方を簡潔に記載し、文字は読みやすい大きさ（12ポイント以上）とすること。引用する場合は、必ず出典元を記載すること。

ウ 企画提案書には、提案者を特定することができる記載は行わないこと。

10 受注候補者の選定

本市職員により構成する選定委員会を設置し、次の評価基準により提出された企画提案書及びプレゼンテーション内容を評価のうえ、本業務に最も適した提案を行ったと認める提案者を受注候補者として選定する。

次表の「評価の視点」に基づき、それぞれ5段階で評価し、委員の点数を合計した総得点により順位を決定する。

A（優）	B	C（基準）	D	E（劣）
配点×1.0	配点×0.8	配点×0.6	配点×0.4	配点×0.2

(1) 審査基準

	審査項目	評価の視点	配点
1	業務実施体制及び関連業務実績	(1) 本業務を効果的、効率的に遂行するため、人員配置が適切であるか。 (2) 配置予定技術者は十分な業務能力及び実績を有しているか。 (3) 過去10年以内に、にぎわい創造に係る拠点整備の検討等の事業を元受けて受注した実績を有しているか。	10
2	全体スケジュール及び役割分担	(1) 業務実施フロー及びスケジュールが現実的で無理のないものか。 (2) 本市と受注者の役割分担が明確かつ妥当か。	20

		(3) 進行管理方法が適切であるか。 (4) 仕様書を補完する企画が示されているか。	
3	有益な代替案、 重要事項の指摘	(1) 業務全般にわたり、仕様書の内容を補完する有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	20
4	提案内容	(1) 業務内容を十分に理解したうえでの的確な企画提案であるか。 (2) 本市の特性及び課題を十分に理解したうえでの的確な企画提案であるか。 (3) 提案書の内容が、独創的で有益な企画提案であるか。 (4) 提案書の内容が、実現性の高いものであるか。 (5) 提案書の内容が、持続的で継続性のある企画提案であるか。	40
5	プレゼンテーション	(1) 受注意欲が感じられるか (2) 説明が分かりやすいか (3) 質問に対する応答が明瞭で迅速か (4) 配置予定技術者の印象はどうか	10
6	価格提案書	(1) 提示した業務規模と著しくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積もりが不適切な場合には選定しない。	数値化しない
合 計			100

※ 得点と同じ提案があった場合は、選定委員会委員による投票により、決定する。

※ 参加者が1者であっても、プレゼンテーションを実施し、審査を行う。
審査の結果、提案された内容が実施要領、仕様書等の内容を満たすと判断された場合は、その1者を受注候補者とする。

(2) 企画提案書審査会

ア 日時及び会場

令和6年5月31日（金）（予定）秦野市役所

時間については、企画提案書提出者に別途通知する。

イ プレゼンテーション時間

各提案につき20分（提案の説明10分以内、質疑応答10分程度）

ウ 注意事項

- (ア) プレゼンテーションは、企画提案書を受けた順に、個別に実施する。
- (イ) 参加者は、1グループ4名以内とする。
（配置予定の管理技術者及び主担当者は必ず出席すること）
- (ウ) 提案説明の際、スクリーンは本市で用意するが、スクリーンに投影するプロジェクターやPC等は参加者が用意することとする。
- (エ) 本市は、本業務の受注者の選定を行うために必要な範囲において、企画提案書等を複写することがある。

1.1 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者全員に文書により通知する。

なお、審査結果は評価の公表性、透明性等を示すため、参加事業者名を伏せて、本市ホームページ上で公表する。

1.2 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するために要する一切の経費は、提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (2) 提出期限後における書類の差し替え、追加提出及び再提出は認めない。
- (3) 審査結果に対する異議申立ては、これを認めない。
- (4) 企画提案書類等に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、当該提案を無効にする。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、秦野市情報公開条例（平成17年10月4日条例第14号）に基づき提案書を公開することがある。
- (6) 本業務に当たる技術士又は、RCCMについては、原則として提出した書類に記載した者とする。
- (7) 受注候補者として選定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、ヒアリングを実施する場合がある。

1 3 問 合 せ 先

秦野市環境産業部秦野駅北口にぎわい創造担当

〒 2 5 7 - 8 5 0 1 秦野市桜町一丁目 3 番 2 号

電 話 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 1 5 (直通)

F A X 0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 6 3

E-Mail h-eki@city.hadano.kanagawa.jp